

伊那中央病院看護師等養成奨学資金貸与制度実施要綱

平成20年3月27日

訓令第1号

改正 平成25年4月1日 訓令第2号 平成28年4月1日 訓令第1号
平成31年3月28日 訓令第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、助産師、看護師又は薬剤師（以下「看護師等」という。）を養成する学校、養成所又は大学に在学する者で、将来伊那中央病院（以下「病院」という。）において看護師等の業務（以下「業務」という。）に従事しようとする者に対し、予算の範囲内で、奨学資金を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(貸与の資格)

第2条 奨学資金の貸与を受けることができる者は、心身が強健で将来成業の見込みがあると認められる者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第20条又は第21条の規定により、文部科学大臣又は厚生労働大臣が指定した学校又は養成所（以下「養成施設」という。）に在学中であること。
- (2) 法第7条の規定による免許を受けた後、直ちに病院において業務に従事する意思を有すること。
- (3) 薬剤師法（昭和35年法律第146号）第15条1の規定により、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学に在学中であること。
- (4) 薬剤師法第2条の規定による免許を受けた後、直ちに病院において業務に従事する意思を有すること。

(貸与の額)

第3条 奨学資金の額は、月額5万円以内とする。

(貸与の期間)

第4条 奨学資金の貸与の期間は、当該養成施設又は大学の正規の修業期間内とする。

(利息)

第5条 奨学資金には、利息を付けない。

(貸与の申請)

第6条 奨学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、伊那中央病院看護師等養成奨学資金貸与申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して組合長に提出しなければならない。

- (1) 養成施設又は大学の在学証明書又は入学が確定したことを証する書類
- (2) 養成施設の長、養成施設へ入学する直近前の学校の長又は大学の長等が発行する学業成績証明書
- (3) 健康診断書（様式第2号）
- (4) 養成施設又は大学の長の推薦調書（様式第3号）
- (5) 写真（上半身）
- (6) その他組合長が必要と認める書類
（保証人）

第7条 申請者は、保証人を2人立てなければならない。

2 前項の場合において、申請者が未成年であるときは、保証人の1人を親権者又は後見人としなければならない。

3 第1項の保証人は、奨学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負うものとする。

（貸与の決定）

第8条 組合長は、申請書を受理したときは、審査をし、適当と認めるときは、奨学資金の貸与を決定するものとする。

2 組合長は、前項の規定により貸与を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（奨学資金の交付）

第9条 奨学資金は毎月交付する。ただし、組合長が必要と認めたときは、この限りではない。

（貸与の休止）

第10条 第8条第2項の規定による奨学資金の貸与の交付決定を受けた者（以下「奨学生」という。）が休学し、又は停学の処分を受けたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月分から奨学資金の貸与は、休止する。

（決定の取消し）

第11条 組合長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、第8条第1項の規定による決定を取り消すものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったとき。
- (3) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 同じ学年に留まったとき。
- (6) その他奨学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき。

（返還）

第12条 奨学資金の貸与を受けた者又は受けている者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その事実が発生した日から起算して3月以内に、既に貸与を受けた奨学資金を返還しなくてはならない。

- (1) 前条の規定による取消しがあったとき。
- (2) 養成施設、大学を卒業した日から1年以内に免許を受けなかったとき、又は免許を受けた後、直ちに病院において業務に従事しなかったとき。
- (3) 次条の規定による奨学資金の返還の債務の免除を受ける前に、業務上以外の理由により死亡し、又は病院において業務に従事しなくなったとき。

(返還の債務の免除)

第13条 組合長は、奨学資金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、奨学資金の返還の債務の額の全部を免除する。

- (1) 養成施設、大学を卒業した日から1年以内に免許を受け、又は養成施設、大学を卒業した後、直ちに病院において業務に従事し、かつ、従事した期間が奨学資金の貸与を受けた期間に相当する期間以上になったとき。
- (2) 病院において業務に従事する期間が、前号に規定する期間内であつて、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続できなくなったとき。

2 組合長は、前項各号に掲げる場合のほか、返還の債務免除に相当する理由があると認めるときは、当該返還債務の額の全部又は一部を免除することができる。

(債務の履行の猶予)

第14条 組合長は、必要があると認めるときは、債務の履行を猶予することができる。

(延滞利息)

第15条 奨学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく奨学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき、年14.6パーセントの割合で計算した延滞利息（その額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）を支払わなくてはならない。

(届出)

第16条 奨学資金の貸与を受けた者は、次に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、組合長に届け出なければならない。

- (1) 休学、停学、復学、転学、退学又は同じ学年に留まったとき。
- (2) 奨学資金の貸与を辞退するとき。
- (3) 保証人が死亡し、若しくはその他の事由により資格を失い、又は組合長が不相当と認めてその変更を求めたとき。

(奨学生の義務)

第17条 奨学資金の貸与を受けた者は、次のことを行わなければならない。

- (1) 学業に励む。
- (2) 年1回、伊那中央病院に訪問し学業の報告を行う。
- (3) 最終学年以外は、期末の成績を伊那中央病院に提出する。

(補足)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則（平成20年4月1日訓令第1号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日訓令第2号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日訓令第1号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日訓令第2号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

第7編 伊那中央病院看護師等養成奨学資金貸与制度実施要綱

(様式第1号) (第6条関係)

伊那中央病院看護師等養成奨学資金貸与申請書			
			年 月 日
伊那中央行政組合長 あて			
本人氏名		㊟	写真貼付
連帯保証人氏名		㊟	
連帯保証人氏名		㊟	
下記のとおりですから、伊那中央病院看護師等養成奨学資金貸与制度実施要綱による奨学資金を貸与してください。 記			
住 所	〒 (電話番号)		
ふりがな氏名		生 年 月 日	
在学する養成施設 又は大学	所在地	現 在 学 年	学 年
	名 称	入 学 日 月 年 卒 業 日 月 年	
課 程			
希 望 貸 与 月 額	円		
希 望 貸 与 期 間	年 月 日～ 年 月 日 (年間)		
卒 業 後 の 意 思 (就職について)	1 就業 2 進学		
連 帯 保 証 人	住 所	〒 (電話番号)	
	ふりがな氏名		生 年 月 日
	本 人 と 続 柄		職 業
	年 収	円	勤 務 先 名 称
	住 所	〒 (電話番号)	
	ふりがな氏名		生 年 月 日
	本 人 と 続 柄		職 業
	年 収	円	勤 務 先 名 称

第7編 伊那中央病院看護師等養成奨学資金貸与制度実施要綱

(様式第2号) (第6条関係)

健康診断書

氏名 _____ 身長 _____ cm
 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 歳 体重 _____ kg

検査項目	結果	所見
血圧	/ mmHg	異常なし・所見
血液生化学検査		異常なし・所見
GOT	U/I	
GPT	U/I	
γ-GT	U/I	
血液一般検査		異常なし・所見
白血球	×	
血色素	103 g/dl	
尿検査		異常なし・所見
蛋白	()	
糖	()	
ウロビリノーゲン	()	
X-P 胸部 見	異常なし・所見	総合所見 異常なし・所見

*下記1) 2) は診療部・薬剤部・看護部のみ対象 2) はその中でも40歳未満の方のみ

1) 肝炎検査

HBs抗原	HBs抗体
-------	-------

2) 流行性ウイルス疾患の抗体価検査 (罹患歴・ワクチン接種歴の両方共に無又は不明の方のみ)

疾患名	罹患歴	ワクチン接種歴	抗体価 EIA法-IgG
麻疹	有・無・不明	有・無・不明	
風疹	有・無・不明	有・無・不明	
水痘	有・無・不明	有・無・不明	
流行性耳下腺炎	有・無・不明	有・無・不明	

注) 過去3年以内に EIA法-IgG で抗体価測定をした方は、その値をご記入ください
 <所見>

上記のとおり診断します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名

医師氏名

印

第7編 伊那中央病院看護師等養成奨学資金貸与制度実施要綱

(様式第3号) (第6条関係)

推 薦 調 書		
年 月 日		
伊那中央行政組合長	様	
		養成施設又は大学の長
		所在地
		名 称
		職・氏 名
		⑩印
<p>下記の者は、現在在学中であり、身体強健で、人物学業ともに優れ、将来看護職員、薬剤師として成業の見込みがありますので、看護師等養成奨学資金の貸与を受けることを適当と認めます。</p>		
記		
氏 名	生 年 月 日	摘 要